

# 男性のための総合相談業務委託 企画提案募集要項

## 1 目的

千葉県男女共同参画センターは、男性の相談員・カウンセラーによる「男性のための総合相談」を実施しています。

「男性のための総合相談業務」の実施にあたっては、県民の多様なニーズに対応できる高い専門性が求められることから、委託先の選定にあたってプロポーザル方式により「男性のための総合相談業務委託」に係る企画提案を広く募集することとしました。

この要項は、企画提案の募集にあたって必要な事項を記載したものです。

## 2 委託業務及び委託費

### (1) 業務名及び委託料上限額

①業務名 男性のための総合相談業務委託

②委託料上限額 5,399千円

※委託料上限額は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。

### (2) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (3) 委託する業務内容

別添「男性のための総合相談業務委託 提案仕様書」のとおり。

## 3 応募資格

次の全ての要件を満たす団体とします。

- (1) 男女共同参画の視点を持っている団体であり、提案しようとする業務に関し実績があること。
- (2) 提案しようとする業務を適切に実施するための組織体制が整っており、相談員及びカウンセラー等を十分に確保していること。
- (3) 定款や規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団でないこと。暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (8) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

## 4 応募方法等

- 1 団体あたり 1 提案とし、以下により応募してください。
- (1) 提出物 企画提案書一式（「5 応募書類」参照）
  - (2) 提出部数 6 部（うち 5 部は写しで可）
  - (3) 応募方法 持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）
    - ・郵送の場合は、電話で一報の上、特定記録など記録が残る方法をとること。
    - ・持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までに、千葉県男女共同参画センターに来所すること。（ただし、休館日を除く。）
  - (4) 応募先 千葉県男女共同参画センター（「11 問合せ・応募書類提出先」参照）
  - (5) 応募期限 令和 8 年 2 月 28 日（土）午後 5 時必着（郵送の場合も同様）

## 5 応募書類

- (1) から (10) の書類を提出してください。
- (1) 企画提案書（様式第 1 号）
  - (2) 企画提案の内容（様式第 2 号）
  - (3) 経費見積書（様式第 3 号）
  - (4) 団体に関する調書（様式第 4 号）
  - (5) 団体目的等についての確約書（様式第 5 号）
  - (6) 相談業務に係る実績調書（様式第 6 号）
  - (7) 相談実施日及び相談員等配置に係る計画書（様式第 7 号）

※なお、本書に記載した相談員、カウンセラー及び補助員は、それぞれ別紙「相談員等調書」を作成し、併せて提出すること。
  - (8) 企画提案書の非開示願（様式第 8 号）※該当がある場合のみ提出すること。
  - (9) 団体に係る定款又は規約等
  - (10) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）など団体の財務状況が分かる資料（直近 1 年分）

## 6 質問の受付

本件に関する質問については、次のとおり受け付けます。ただし、提案の状況や審査委員会等に関する質問は受け付けません。

なお、回答のうち提案内容に影響する重要なものについては、2 月 24 日（火）までに千葉県ホームページに掲載します。

- (1) 受付期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時まで

- (2) 受付方法

FAX 又はメールにて受け付けます。

件名を「男性のための総合相談業務委託 企画提案募集に係る質問」とし、「11 問合せ・応募書類提出先」宛てに送付してください。なお、送付後、電

話で一報を入れてください。

## 7 説明会

企画提案の募集に関する説明会を次のとおり開催します。参加を希望する場合は、令和8年2月8日（日）午後5時までにFAX又はメールで申し込んでください。

なお、説明会に参加しない場合でも、当該業務への応募は可能とします。

(1) 日 時 令和8年2月10日（火）午後3時から

(2) 会 場 千葉県男女共同参画センター 会議室1・2

(千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎3階)

(3) 申込方法

件名は「男性のための総合相談業務委託 企画提案募集に係る説明会への参加申込」とし、団体名（会社名）、参加人数、連絡先を記載し、「11 問合せ・応募書類提出先」宛てに送付してください。（様式任意）なお、送付後、電話で一報を入れてください。

## 8 企画提案の選定

(1) 選定方法

企画提案の選定にあたっては「男性のための総合相談業務委託 委託業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出された応募書類を基に次のとおり行います。

なお、提案内容には団体の秘密及び個人情報に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

① 応募資格及び応募書類の確認

事務担当者が、提出された応募書類について必要書類が揃っているか、重大な記載不備がないか、また、提案者が応募資格を満たしているか等の確認を行います。確認の結果、有効と認められた提案については、審査委員会によるヒアリングの日程等を提案者に通知します。

② 審査委員会による審査

提案者から提出された応募書類の内容や、提案者からのヒアリングを踏まえて総合的に審査し、最も優れた企画提案を選定します。

なお、ヒアリングにあたっては、応募書類以外の資料等の使用を禁止します。

(2) 審査項目

審査にあたっては、次の点を重視し、総合的に評価します。

① 企画提案は、業務の趣旨、目的及び仕様書の記載内容を理解したものになっているか。

② 相談の実施回数や相談員の配置計画は、適切かつ実効性のあるものか。

③ 配置予定の相談員等の経歴や有する資格等は、豊富な経験年数、多種多様な悩みに応えられるような幅広い専門分野など、提案した業務に十分対応できるものであるか。

④ 相談者の悩みやニーズに、適切に対応するための工夫がされているか。

⑤ 安定的に運営できる人員の確保が可能か。

- ⑥ 業務責任者等を定め、個人情報管理の徹底などを含め、業務を円滑かつ確実に遂行できる体制となっているか。
- ⑦ 組織の業務経験・活動実績は、業務の遂行にあたり、十分なものか。
- ⑧ 相談員に対する研修、必要な情報提供など相談員の資質向上のための体制は十分か。
- ⑨ 経費見積書の内容は、積算根拠が明確に示され、適切なものとなっているか。

### (3) 選定結果の通知

審査委員会終了後、速やかに選定結果を各提案者に通知します。

## 9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 応募資格のない者が応募したとき。
- (2) 応募期限を過ぎて応募書類を提出したとき。
- (3) 本業務に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字、予定価格を超えた数字が記載されているとき又は、金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) その他、応募書類について重大な記載不備や、虚偽の記載があったとき。
- (7) 審査委員会のヒアリングに欠席したとき。
- (8) その他、審査の公平性を害する行為や、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

## 10 その他注意事項

### (1) 企画提案関係

- ① 応募に必要な費用は全て提案者の負担となります。
- ② 提出された応募書類は返還しません。
- ③ 提出された書類は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例 第65号)に基づき開示する場合があります。ただし、事業を営む上で、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第8条第3号イの規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別添「企画提案書の非開示願」(様式第8号)により提出すること。なお、開示・非開示の判断は本様式に基づき行うものでなく、本様式を参考に、同条例に基づき千葉県が客観的に判断します。
- ④ 提出された書類は、必要に応じて複写します。
- ⑤ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 委託料関係

委託料の支払いについては、原則として精算払いとします。

また、本業務履行のための人工費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、県が定めたものを除き、本業務の委託料に含まれるものとします。

### (3) 委託契約関係

- ① 委託契約は、最も優れた企画提案をした者と委託内容及び契約条件を協議し、かつ、相談業務に従事する相談員、カウンセラー及び補助員について確認を行い合意に達した場合に、改めて見積書を徵取し、委託料上限額の範囲内で契約締結します。なお、最も優れた企画提案をした者に業務が遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがあります。
- ② 最も優れた企画提案をした者と協議が整わない場合や、契約締結までの間にその者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者と改めて協議を行います。以下同様の方法により、審査結果の順に協議を行うものとします。
- ③ 本件委託業務の全部又は一部について、千葉県男女共同参画センターの承諾なしに第三者に再委託することはできません。
- ④ 本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させます。

#### (4) 秘密の保持

- ① 本募集要項に基づき作成した書類については、本提案以外での目的に使用することを禁じます。
- ② 応募にあたり知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを禁じます。
- ③ 提出された企画提案書は、委託業者の選定以外の目的に使用することはできません。

### 11 問合せ・応募書類提出先

千葉県男女共同参画センター「男性のための総合相談」担当宛

〒260-0001 千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎1階

電話 043-420-8411

FAX 043-420-8581

メール [kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp)